

東京都受動喫煙防止ガイドライン

東京都受動喫煙防止ガイドラインの改正について

東京都では、平成15年5月に施行された健康増進法第25条に基づき、受動喫煙の健康への影響を減少させることを目的に、平成16年6月に「東京都受動喫煙防止ガイドライン」を策定し、受動喫煙防止対策を推進してきました。

平成20年3月策定の「東京都健康推進プラン21新後期5か年戦略」においても、たばこによる健康影響の防止対策の一つとして、受動喫煙による健康影響の防止のための普及啓発などの取組を進めています。

この間、平成17年2月には、我が国も批准している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、平成19年の第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されました。

さらに、国は、平成21年3月にとりまとめられた「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」等を踏まえ、平成22年2月、公共の場所は原則全面禁煙であるべきとする新たな方針を示しました。

これらの受動喫煙防止をめぐる環境の大きな変化を背景として、東京都は、従来のガイドラインを改正しました。今後、東京都は、より一層受動喫煙防止対策を推進していきます。

第1章 東京都における受動喫煙防止対策の基本的な考え方

1 受動喫煙防止対策の目的

他人のたばこの煙を吸わされる、いわゆる受動喫煙による非喫煙者への急性影響としては、涙が出る、鼻がつまるなどの諸症状や呼吸抑制等が認められています。また、肺がんリスクの上昇、虚血性心疾患への影響等の慢性影響も報告されています。

さらに、受動喫煙は、非喫煙者に対し、不快感やストレス等の精神・心理面の影響を与えることが指摘されています。

このような、受動喫煙による健康への悪影響を排除し、誰もが快適な公共空間と職場環境とするために、受動喫煙防止対策が求められます。

2 喫煙者と非喫煙者の相互理解

受動喫煙防止対策には、喫煙者と非喫煙者の相互の理解が重要です。特に、喫煙者は、受動喫煙が非喫煙者に与える影響を認識することが必要です。

3 都民及び施設管理者の自主的な取組

対策の推進のためには、都民一人ひとりの理解が大切です。その上で、都民や施設の管理者等が自主的に取組を開始することが重要です。

4 公共の場及び職場での受動喫煙防止対策の推進

公共の場は、不特定多数の人が集まり、利用する場所です。また、職場は、就労のために一定の時間を拘束されることが多い場所です。そこで、これらの場所にあっては、特に積極的な受動喫煙防止対策が必要です。

第2章 受動喫煙防止の方法

1 受動喫煙防止の方法

受動喫煙防止の方法としては、空間全体の「禁煙」と空間の「分煙」の二つがあります。

(1) 禁煙

灰皿などの喫煙道具を全て片付け、喫煙場所を設置せずに全体を禁煙とする方法です。実施に当たっては、喫煙者の理解を得る必要があります。

(2) 分煙

独立した喫煙場所を設置し、その場所以外は禁煙とする方法です。施設の新築や改築の際には、あらかじめ喫煙室を設定し、独立した空調と屋外への排気装置を設けるなど、設計段階からの検討が必要です。

既存の施設の場合には、独立した喫煙室や、パーテーション等で仕切られた喫煙場所を設定し、禁煙場所と分離します。この場合には、屋外への排気装置を設置するなど、たばこの煙やにおいが禁煙場所に流れないように工夫する必要があります。

2 公共の場所における受動喫煙防止対策

公共の場所においては、原則として禁煙とすべきです。ただし、施設の種類、態様や利用者のニーズ等に応じて、喫煙可能区域を設定することができますが、この場合、厚生労働省の「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成14年6月）を踏まえて、適切な受動喫煙防止対策を行うことが必要です。

分煙効果判定の基準

喫煙場所	隔離された喫煙室、あるいは非喫煙場所との境界が家具、パーテーション、カーテンを用いるなど、何らかの方法で仕切られている場所とする。
喫煙対策機器	(1) 空気清浄機は、ガス状成分の除去については不十分であるため、その使用に当たっては、喫煙場所の換気に特段の配慮が必要である。 (2) 受動喫煙防止の観点からは、屋内に設置された喫煙場所の空気は屋外に排気する方法を推進することが最も有効である。
空気環境基準	喫煙所と非喫煙所との境界 (1) デジタル粉じん計を用いて、経時的に浮遊粉じんの濃度の変化を測定し、漏れ状態を確認する。(非喫煙場所の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと。) (2) 非喫煙場所から喫煙場所方向に一定の空気の流れ(0.2m/s以上)があること。
	喫煙所 (1) デジタル粉じん計を用いて測定した時間平均浮遊粉じん濃度が0.15mg/m ³ 以下であること。 (2) 検知管を用いて測定した一酸化炭素濃度が10ppm以下であること。

「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（厚生労働省 平成14年6月）

3 職場における受動喫煙防止対策

職場においては、東京都は、厚生労働省の「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月改定）を踏まえて、受動喫煙防止対策を推進します。

喫煙対策の推進計画		喫煙対策の推進計画は、衛生委員会等で検討し、当面の計画及び中長期的な計画を策定する。
喫煙対策の推進体制		喫煙対策委員会を設置し、喫煙対策を具体的に推進するための合意形成の方法、喫煙対策の具体的な進め方、喫煙行動基準等を検討する。 喫煙対策担当部課やその担当者を定め、喫煙対策委員会の運営、喫煙対策に関する相談、苦情処理等の喫煙対策全般についての事務を所掌させる。
経営首脳者、管理者		経営首脳者、管理者がそれぞれの役割を果たすことに加え、労働者の積極的な参加が必要である。
施設・設備の対策		(1) 喫煙室又は喫煙コーナー（以下「喫煙室等」という）の設置に当たっては、可能な限り、喫煙室を設置する。 (2) 喫煙室等には、たばこの煙を屋外に排出する方式の喫煙対策機器を設置する。やむを得ない措置として、空気清浄機を設置する場合には、喫煙室等の換気に特段の配慮を行う。
個々の場所における措置	会議室及び応接室	禁煙とすること。また、外来者に対しては、禁煙への協力を求めること。
	食堂、休憩室、リフレッシュルーム等	禁煙とすること。ただし、食堂、休憩室、リフレッシュルーム等において、空間分煙の措置が講じられている場合には、この限りではない。
	廊下、エレベーターホール等の共同使用区域	禁煙とすること。
職場の空気環境		職場の空気環境は、 ・浮遊粉じんの濃度 0.15mg/m ³ 以下 ・一酸化炭素の濃度 10ppm 以下 ・非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速 0.2m/s 以上 とするように必要な措置を講じる。 なお、職場の空気環境の測定は、喫煙対策実施の効果を把握するために喫煙対策の実施の前後に行うほか、その効果を維持管理するために定期的に行うこと。
喫煙に関する教育等		受動喫煙による健康への影響、喫煙対策の内容、喫煙行動基準等に関する教育や相談を行うこと。
喫煙対策の評価		定期的な喫煙対策の進捗状況及び効果の評価を行い、その結果に基づいて必要に応じて喫煙対策の改善を進めること。

「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（厚生労働省 平成 15 年 5 月）

4 受動喫煙防止対策推進のための注意事項

受動喫煙防止対策を実施する際は、以下のような点に考慮する必要があります。

(1) 表示の明確化

喫煙可能区域を設ける場合は、禁煙区域と喫煙可能区域の表示を誰にでも分かる方法

で明確に行い、利用者にも理解と協力を求めることが必要です。特に、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、注意喚起の掲示を行う等の措置を講じることが必要です。

(2) 新築、増改築時の対策

施設の新築や増改築を行う場合には、空気環境に配慮した喫煙室を設置するなど、設計の段階から計画的に受動喫煙防止対策を行うようにします。

(3) 妊婦、子供等への配慮

受動喫煙による健康への影響を受けやすい、妊婦、子供、病弱者等が多く利用する施設では、特に配慮が必要です。

第3章 受動喫煙防止対策の推進に当たっての役割

都、区市町村、民間企業等は、各々がその役割を認識し、それぞれの立場で、積極的に受動喫煙防止対策の推進に努めることが大切です。

1 東京都

(1) 普及啓発

リーフレットやホームページを通して、受動喫煙の健康への影響、受動喫煙防止対策の必要性について普及啓発を行います。

(2) 区市町村、民間企業等に対する支援

研修会の開催や、参考資料集の作成などにより、受動喫煙防止対策に関する情報を提供し、区市町村、民間企業等が対策を推進するために必要な支援、協力を行っていきます。

また、都民や民間企業等の施設管理者が、保健所等の身近なところで、受動喫煙防止対策についての相談ができるような体制を整備します。

(3) 都立施設の受動喫煙防止対策

都立施設の管理者として、都立施設の受動喫煙防止対策を徹底します。

2 区市町村

各区市町村の所管する施設を始め、地域内の公共の場所等における受動喫煙防止対策を推進することが求められます。

例えば、地域内の商店会、民間企業等と協力して連絡協議会を設置したり、地域の受動喫煙防止対策推進計画を作成したりすることにより、対策を推進することが効果的であると考えられます。

3 民間企業等

民間企業等が管理する公共性の高い場所にあっては、利用者の健康を守るために、また、その職場内にあっては、そこで働く人々の健康を守るとともに快適な職場環境をつくるために、積極的に受動喫煙防止対策を進めることが求められます。

第4章 普及啓発の促進と喫煙マナーの遵守

1 普及啓発の促進

喫煙者と非喫煙者の相互の理解と、社会的な調和に十分配慮した受動喫煙防止対策の推

進のためには、たばこを吸う人も吸わない人も、対策の意義や考え方について理解を深める必要があります。

このため、都、区市町村、民間企業等が、各々の立場で、様々な機会を利用して喫煙と健康に関する知識や、受動喫煙防止対策の意義、喫煙マナー等についての普及啓発を行っていく必要があります。

2 喫煙マナーの遵守

- (1) 灰皿のないところでは喫煙しない。
- (2) 妊娠中の女性や子供の周囲では喫煙しない。
- (3) 歩行喫煙と吸殻のポイ捨てはしない。
- (4) 分煙しているところでは、そのルールを守る。分煙していないところでも、周囲に人がいるときは喫煙を控える。

以上のことに配慮し、喫煙する時には、喫煙マナーを守ることが必要です。